

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって支援を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受援者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復職への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合がある場合はこの限りではない。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	原則として2か月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 保障内容：救急費、通院費、死亡・後遺障害2,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円	復職を目指す職員が職場で急変した場合には、復職を促進する。また、自己の課題に取り組む中で、職務の意欲の回復を図る。	主治医、県教委衛生管理医 ①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に行われること ⑤業務を行うための持病が集中力・体力があること ⑥必要な程度に人間関係が改善されていること	学校管理職、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握し、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う	衛生管理医、本人、所属長、健康担当等と面談により個別に判断し、支援し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成（就業開始の期間は3か月）	・職場復帰支援プランに基づき対象者とともに、所属長は、対象者の勤務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成（就業開始の期間は3か月）	
20 長野県	・県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員 ・小・中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記のうち精神疾患により休職等している職員で希望する者	なし	①職場リハビリテーション 在籍する所属(校) 段階的に頻度や時間を増やしていく。 ・公文書等の整理、内容確認等 ・電話の取次ぎ、公文書等の作成補助 ・窓口対応、文書作成事務 ・上記の他に通常の職務を管理下において実施	①概ね8週間	なし	管理職や指導者の下、職場で実施し職務の順応性や様々な環境の変化に対する適応力を高める。問題が生じた場合の対処方法を学ぶ。また、自己の課題に取り組む中で、職務の意欲の回復を図る。	保健師健康推進委員会である精神科医師3名 審査会の判定を受け、人事担当部署が最終的な判定を行う。	①病状及び職務能力が職場復帰するに達した状態に本当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲が十分か ③復職後、身体的に他の教職員と遜ることなく勤務できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務に活かしているか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受入れ体制が整備されているか	3か月1回、所属長から経過報告を提出し、健康報告を審査を行っている(小・中学校は除く)。	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害を除く)に限る)により休職している職員	なし(復職審査の資料としてプログラムの実施結果資料の提出が必要となる)	・実施内容：第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣れさせていく。 ・実施場所：対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員互助組合事業により傷害保険料を助成)	・対象職員の職場復帰に対する不安の軽減 ・対象職員の職場復帰後における精神疾患等の再発抑制	【精神疾患の場合】岐阜県教職員保健推進委員会の第2部会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師3名 【一般病疾患の場合】第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)委員である医師(専門医)2名	保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)の審査会は、審査委員(精神科医)3名により対象者の再診察を行った委員の審議による。 第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。	①四半期ごとに所属長から経過報告を提出し、健康報告を審査している(小・中学校は除く)。	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。
22 静岡県	県立学校教職員、県教育委員会事務局並びに教育機関に勤務する教職員は精神疾患により90日を超えて療養する者。市町立学校教職員(指定都市は除く)は、精神疾患により休職する者。ただし、上記に該当しない場合、本人が希望し主治医が認めた場合は可。	義務ではないが、円滑な職場復帰のため、復職訓練の実施を促している。	・職場復帰訓練として、概ね4週間実施している。 ・一般的には、訓練期間を4段階に分けるケースが多い。 ・第1段階は慣らしとして2時間程度の訓練 ・第2段階は半日程度の訓練 ・第3段階は6時間程度の訓練 ・第4段階はフルタイムの訓練 実施場所：原則所属校 計画立案時や訓練実施中に、必要に応じて保健師・心理士が面談実施。 訓練終了後、職場復帰相談医(精神科医)に所属が受け入れ体制や対応について確認・相談をすることとしている。	休職期間中に概ね4週間以上実施する場合あり	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡1,500万円、後遺障害1,500万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円	段階的に職場に慣らすこと、円滑な職場復帰を図ることができる。また、訓練を実施することで、本来復帰するまでに戻れていないケースを訓練を通じて判断することができる。	主治医、所属長の意見を基に教育委員会が判断。 ・主治医の意見 ・職場復帰の不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家庭としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として時間45分勤務が可能か判断する。	復職3か月後、状況報告を提出。校長が希望する場合は、職場復帰相談医や保健師・心理士に相談可能。	個別の状況による	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。
23 愛知県	精神疾患による休職中の方で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員(愛知県教育委員会が適当と認めた場合には、その他の疾患による休職中の職員も対象とすることができる。)	なし	内容：対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮し(プログラム)から、本人の希望が実施の可否を判断する上で参考資料とする。 実施場所：原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、県教育委員会と認められた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	復職支援プログラムの実施で段階的に負担を軽減し、本人に生活リズムが確立し、円滑な復職に資することができる。また、学校にとっても復職後にどのような配慮を実施すべきかが明確になることから円滑な学校運営に資することができる。	県教育委員会(精神科)2名 本人、家族、管理職職員の面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家庭としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として時間45分勤務が可能か判断する。	復職審査の結果、事後措置の内容により、当該校長が作成する復職計画に基づく復職を実施する。 ・復職実施中に、必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する。	原則3か月、その後12か月後の報告を学校長から受けるようにして、復職1年間は、リワーク支援専門員の派遣制度が実施されている。 ②なし	原則3か月、その後12か月後の報告を学校長から受けるようにして、復職1年間は、リワーク支援専門員の派遣制度が実施されている。 ②なし	原則、所属していた学校へ配置される。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。
24 三重県	精神神経系疾患により休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通 本人の希望 ③教育委員会が適当と判断した場合	①共通 ・段階を踏んで実施 第1段階：生活リズムを整える(週5日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理と整理など 第2段階：職場の雰囲気慣れ(週5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、指導案作成、授業参観など 第3段階：職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間) 授業参観、給食、担当教科の研修 第4段階：職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業 実施場所：所属校 ①職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣 ②職場復帰訓練中1回リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通：なし ③年度検討中	・本人の復職への不安軽減と自信の回復につながる。 ・病状の回復状況が把握できる。 ・周囲の理解や支援状況が確認できる。 ・復職時に必要な支援が検討できる。	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、学校長代表)	・医師の診断状況、復職訓練状況、復職面談での状況、管理職の意見、市町村教育委員会の意見等から審査会で審議 ・審査会の答申決議は、原則して全員一致とする。ただし、意見が分かれる場合は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにして、復職1年間は、リワーク支援専門員の派遣制度が実施されている。 ②なし	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配置される。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および教育機関に勤務する教職員。	なし	①療養中のケア、主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行う。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談	①休職中 ②休職中(復職予定の1～2週間前) ③復職直前 ④復職後	①のみ公費により傷害保険に加入する。	試し出勤は、平成29年度は1人、平成30年度は2人が利用した。	医師2名 医師2名の診断	・勤務軽減措置 ・相談事業	・勤務軽減措置 ・相談事業 休職期間満了日の翌日から起算して2週間を超えない範囲内、産業医が特に必要と認める場合は2週間を超えない範囲内で延長すること。 ・相談事業 本人の希望に応じて必要と認められる間	特記事項なし	特記事項なし
26 京都府	「精神及び行動の障害」により休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員のうちすべてに該当する場合であり、教育長が適当と認められる場合	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象職員にとって負担となるため、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れ、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内 ただし、必要と認められる場合は期間を延長	なし(勤務中の災害等を保障する保険に加入する)	復職に向けた回復の程度について、ならし勤務を実施しながら、本人・学校とも実感・把握することができた。また、復職後の円滑な業務遂行に活かしている。	・医師2名(うち、1名は国公立病院等に勤務する者) ・京都府公立学校教職員疾病専門医会(医師・行政職員で構成)	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能か状態であり、毎日、確実に出勤できること	校長は、対象職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画を作成し、教育長に報告する。また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象職員とともに助言指導を受けることができる。	なし	学校に復職した教職員に対し、復職した日から次の長期休業日の前日まで(専ら勤務師等を措置する(4か月限度、長期休業日は措置しない)。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって支援を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
27 大阪府	精神疾患により休職している府立学校に勤務する事務職員	なし	大阪府立職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病状改善から職場復帰後までのフォローアップを実施	各校が決定	なし	各校において、主治医、産業医と円滑な職場復帰に向けて連携を図った。	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。
28 兵庫県	県立学校教職員及び県費負担教職員で病状休職・休職者	なし	・プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図るプレ出勤を実施	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で、財)学校厚生会「職場復帰助成」事業に加入	・プレ出勤 実施者の75%が1年以上継続して勤務できている。(1130実績)	精神科医3名	・医師2名(うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に勤務する医師)の診断書と校長の副申書により、病状休職取得前の状況まで快復しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	なし
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聞いてその内容を定め、休職者自らの願いによりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。	3か月	なし	復帰前に、徐々に訓練を取り戻すための期間を設けることで、不安を解消し、徐々に職場の空気になじんでいくことができる。 また、職場も、職場復帰訓練期間中の本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢が整えられる。	奈良県教員メンタルヘルスに関する審査会 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復帰訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。	なし	なし	なし
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人、校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	2週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名(精神科医2名、保健所長1名、内科医1名)	復職審査(審査会1)→主治医の意見(通院状況、現症、診断、処方内容)本人及び管理職との面談(コミュニケーション、社会性等)、1か月の確認作業の実施 復職審査(審査会2)→面接復職審査(審査会3)→学校長の報告書(校長の観察記録、本人の行動日記)審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神性疾患による休職者	あり	所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作成 訓練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう進める。 ・本人の職場で実施	原則4週間	あり(公費)	職場復帰訓練の状況を職場復帰の可否の判断材料として活用しているほか、休職者自身の不安の軽減にも寄与している。	医師	以下の報告を基に、健康管理区分を決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書等	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに健康管理審査会において経過審査を行う。	特に期間は設けず、経過審査により個別に決定している。	現任校での復職を原則とする。
32 鳥根県	鳥根県教育委員会が任命する教育職員及び県費負担教職員のうち精神性疾患による休職者	なし	・実施場所:原則として対象者の所属 ・実施内容:職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 ＜支援プログラムの手順とポイント＞ I 支援プログラムの計画立案: ① 本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始: ① 職場の状況を把握する。 ② 状況をみながら判断する。 ③ 教職員との関わりをもつ。 ④ 児童生徒との関わりをもつ等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原則3か月以内とする。ただし、病状により計画の変更(延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担・互助会費以外・公費)	復職プログラムを実施した上で職場復帰すること、自己意思で持ち帰り職場へ復帰することができる。	精神科を専門とする医師	事務処理を滞りなく行えるかどうか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医師、保健師)による随時相談(電話・メール・面談等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神性疾患により休職している者と判定された者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間(実施期間上限は30日)	あり 普通傷害保険 補償内容:死亡・後遺障害2,000万円 賠償責任保険 補償内容:対人1名1億円、1事故6億円、対物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れるための一定の期間を設けること、対象者への不安を徐々に解消するとともに、業務遂行に必要な能力面において休職前との落差を少なくすること ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握することで、復職後の受け入れ態勢を整えることが出来ること	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師(計6名)	岡山県教職員健康診断審査委員会が要する(本人面接、委員による事前診断、復職診断書等により判定)	復職後、所属長が対象者及び関係者と面談等を実施し、復職後状況報告書を作成するとともに、面談等により状況を把握し、指導助言を行う。 復職後に必要に応じて保健師を派遣し、再発防止に向けた助言等を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復帰後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。
34 広島県	精神疾患による病状休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中及び1か月程度 ②については1か月程度	(1)(3)②の者に 対し自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害2,000万円、入院1万円/日、1日) ・賠償責任保険(対人1名1億円、1事故6億円(限度額)) ・対物1事故50万円(限度額)	・復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けての不安を軽減し、復職後の再発防止に効果的となる。また、復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例を減らすことができる。 ・復職後において再び休職が必要となることとの防止もとめられる。 ・統一した基準を設けて所属長が主治医、本人と連携をとることで、円滑に職場復帰ができる体制を整えることができる。 ・復職後の勤務を行うことで、本人の不安の軽減が図られる。 ・本人がストレス負荷を実感しつづける、自身の回復状況を把握し対処法を考えながら、復職に臨むことができる。 ・平成30年度プログラム実施者延べ2名中1名が職務に復帰。	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する。 精神審査会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面談を参考に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じられた者又は病状休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同レベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	円滑な職場復帰に向けて、一定の成果を上げることが想定される。	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職後3か月及び6か月経過後	原則、在勤校に戻し勤務する。その際は、分掌業務等について、一定の配慮を行う。
36 徳島県	精神性疾患により病状休職中(連続30日以上)又は病状休職中で復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議し決定する。	1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病状休職中又は病状休職中の教職員の円滑な職務復帰と精神性疾患の再発防止に効果がみられる。	教育委員会関係休職中の教職員3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医、臨床心理士1名で復職審査会を構成する)	事務職員の職務復帰プログラムについては教育職員と同様希望制であり、1か月のプログラムを実施できれば復職となり、特に詳細な基準はなし(教育政策課主管)	事務職員等については、職務復帰プログラムの実施後復職審査会も必要とする。復帰後は、復職後の経過観察や復帰支援事業(臨床心理士の面接相談・助言)は行わない。	休職からの復職については、休職からの復職については、3か月後	なし
37 香川県	(平成27年1月1日より教育職員と同様に)県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じられた者又は病状休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同レベルに到達することを旨とする。	原則として、4週間	県教育委員会が普通傷害保険及び任意賠償責任保険に加入している	職場復帰に向けて、段階的に業務復帰を促すことで、復帰初期の負担が軽減された。	教育委員会関係休職中の教職員3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医、臨床心理士1名で復職審査会を構成する)	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	復職後3か月ごとに、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求められている。	復職後、約9か月後まで	本人にとって勤務先を変えたい場合には、人事配置を配慮している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラムの実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外事務者等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で19ヶ月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	必要な期間(リハビリ出勤)は原則1か月(4週間)	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	休職開始から管理職と相談を続けることにより、早期復帰につながっている。 ・復職後も職場定着を図るため、本人の産業医面談等により状況を把握し、再発防止に努めている。	主治医 産業医 精神科産業医 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。	
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病後休職(引き続く120日を超える病後休職に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。)から復職しようとする教職員	なし	①流れ ・本人からの届出に基づき、学校長経由で県教育長への要書書類の提出があった者で実施許可となった場合、実施計画書を作成し、所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに、復職可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気慣れ(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に適應する(児童生徒の在籍している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在籍している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間	あり	過度な負担を与えることなく勤務が安定的に継続できること、実施期間において短時間勤務からプログラムを始めるといった柔軟な対応を踏むことにより、正規の勤務時間へとつなげることができている。また、復職に係る審査会の委員には医師等が必ず加わることとなり、面談時に職員の健康状況を専門的に把握できることや、復帰に向けた助言も行っている。	「高知県公立学校教職員心身の健康対策委員会」の委員 ○公立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置。 ○委員は、医師・学識経験者を有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱。	「高知県公立学校教職員心身の健康対策委員会」からの意見。 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復帰の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	特になし	
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる)	あり	復職が可能かどうかについて、本人の課題に応じた児童生徒や職員との関わり方を確認しながら、段階的に進めることができる。 職場の同僚が、当該職員の病気の回復状況を観察しながら、同僚同士で説く方針を打ち出し、工夫することができ、1日当たりの訓練時間を徐々に短くすることができ、復職時の負担軽減につながる。	福岡県教職員身体検査審査委員会委員 福岡県教職員身体検査審査委員会委員は、福岡県教職員身体検査審査委員会規則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められる者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。	職員の状況に合わせ、個別・具体的に判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし	
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり。訓練審査委員会の資料となる	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会が書類審査を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、調整が必要な場合は同意を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間～フルタイム 第三段階 教壇に立つ時期 フルタイム	2か月程度	自宅・職場間の移動を含む訓練中に傷害保険に加入	勤務時間や業務内容に段階的に復職時に近づけていくこと、がが職務への適応状況と自身の回復状況を把握し、再発予防のための自己管理能力を養うことで復職に繋がっている。また、職場の管理者や他の教職員が、職場復帰に係る環境を確認し、復職後の支援体制を整えるうえで効果がある。	主治医 嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間等に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか ・授業を滞りなく行えるかどうか	復職後2週間の勤務状況について報告書の提出を求めている。その後3か月ごとに病状や勤務状況を把握している。 「職員の病状に合わせた必要があり、定期的に医師の医療行為を受けなければならない」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後には病状に応じて勤務制限を縮小していく。	復職後の経過観察は、3か月に1回以上はB1管理とし、勤務の病状に合わせた必要があり、定期的に医師の医療行為を受けなければならない」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後には病状に応じて勤務制限を縮小していく。	所属していた学校に配置する。 勤務後は管理区分をB1や勤務状況を把握している。職員の病状に合わせた必要があり、定期的に医師の医療行為を受けなければならない」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後には病状に応じて勤務制限を縮小していく。	
42 長崎県	復職審査会に諮る精神神経系疾患による休職中の教職員に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練の事例:事務職員) 1 第一段階(文書整理・出勤簿整理等)2～4時間 2 第二段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4～6時間 3 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務・庶務事務等)8時間 4 第四段階(通常の業務に合わせた補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	各段階の目標は次のとおり。 第一段階「学校に慣れる」 第二段階「教職業務に慣れる」 第三段階「授業に慣れる」 第四段階「通常の勤務に慣れる」 各段階の目標を達成することで、復職しても現場で困らぬように訓練しているため、大きな効果がある。一方、復職にふさわしくない教職員は、訓練をすべて終わらせることができず、復職可否の判断が容易である。	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、復職訓練等をもとに、訓練内容に耐えることができるか、職場復帰に向けての意欲が見られること ○復職後、家庭の支援等が行われる状況にあること ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をもちながら経過観察を行っている。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配慮等は特に行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っていること。 ○転勤の負担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。	
43 熊本県	熊本県教育委員会に諮る精神神経系疾患のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適應させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に対する不安を取り除くこと ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備できること ・休職者の病状の回復状況及び職務への適応状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者への適切な治療方針が確立できること	・学識経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否 ・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談	なし	なし	精神神経系疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援体制を設けている。	
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審査会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けた支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審査会) ②面接(健康診断審査会) ③復職訓練1月目・・・短時間の勤務から始める(各学校において計画している) ④復職訓練2月目・・・通常勤務 ⑤復職訓練3月目・・・分業業務担当(復職最終審議(健康診断審査会)) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。	支援期間以下、3か月の復職訓練を含み5か月におよぶ	なし	復職への準備を段階的に1～3か月間行うことにより、無理に復職し、また再度休職することを防いでいる。また休職者が自分の勤務実態を把握することで、無理に復職することを防いでいる。休職者の心理的、身体的負担が重くならないようになっている。	健康診断審査会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時からの回復度 ・教員としての職務に耐えられる状態まで快復しているか	こころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談以上の対応によりケアしている。	特に設定していないが、学校訪問の際には、管理職への経過観察依頼は、管理職と連絡し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	なし	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員(精神神経系疾患により休職中の者)	あり(精神神経系疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れ。 ・第2段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第3段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり	精神神経系疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を主たる目的としており、対象者、家族、主治医、学校長、教育委員会の情報共有が密になるとともに、所属教職員の協力を得ながら復職後の良好な職場環境づくりに資する効果がある。	医師を委員とした疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	表情や行動が安定しているか ・意欲をもって勤務しているか ・自信をもって勤務しているか ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配置する。主治医等と連携し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受援を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会が所管する市立学校職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に、試行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中に通常支給される給与以外には支給されない。 ・実施期間中に業務上の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、当該職員の円滑な職場復帰を支援している。 ・文書整理等の軽作業から業務内容、各種業務の事故について、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	鹿児島県立学校職員健康診断調査部委員等として医師を任命している。	主な基準として、 1 現在の職場へ戻ることが可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなどを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られているほか、実施結果が健康安全管理委員会における復帰可否の判断材料となっている。	医師	医師2人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認められた教職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康調査会の審査により職場リハビリを実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出動できる状態をつくり、その後、段階的に慣らし勤務を行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れを目的とし、1週間(平日)3時間、業務内容は文書作成補助、図書管理(整理)など。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度(1日4時間、業務内容は、補助的作業、会議参加)。 第3段階:職務の実践を視野に入れた時期で、2週間程度(1日5～8時間)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度(1日8時間)。	復帰前～12週間程度(通常は、8～12週間程度)を行う場合が多い。	なし	職場復帰又は復職する前に、職務遂行能力の回復状況を確認し、円滑な職場復帰等を図るという目的について、効果が得られている。	札幌市立学校職員健康調査委員会(医師5名、うち1名は非常勤医師)3名の非審判制。	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場リハビリの実施状況 これらを踏まえ、審査により復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状態に必要に応じて、状況に応じた措置状況に応じて、負担軽減を実施。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、必要と認められた教職員に対して、補充職員を配置している。
49 仙台市	【対象職員】 仙台市立学校職員 仙台市教育委員会事務局職員 【対象内容】 病状休職者、及び1月超の病状休職中の者	なし(状況により個別に判断)	①慣らし勤務 産業医、本人、所属長、人事担当課が相談の上、3～6週間程度の期間、現任校において4時間、6時間、フルタイムと段階的に勤務時間を延長し、本来業務への円滑な復帰を目指すプログラム。 ②リワーク研修 産業医、本人等が相談の上、6～8週間程度の期間、リワーク室においてグループワークやロールプレイを実施。	①慣らし勤務 3～6週間程度 ②リワーク研修 6～8週間程度	傷害保険に自己負担で加入すること	スムーズな復職につなげたい。また、復職後の再発の防止につなげたい。	主治医 産業医	医師2人(主治医・産業医)の診断書や面談等を含め、総合的に判断する。	復職後、定期的に産業医等の面談を実施する。	原則、復職後3ヶ月間	現任校への配置を原則とする。 主治医・産業医の見解等を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適應させるため、あいさつに始まり、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて心身と生活リズムを整え、徐々に職場に慣らすことにより、円滑に復職することができる。	さいたま市教職員健康審査委員会(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による	特になし
51 千葉市	休職・病状休職中で主治医よりリハビリ出動可の診断を受けた職員	あり(休職者のみ)	【リハビリ出動】 主治医からリハビリ出動可と診断された後に、リハビリ前相談及び復職調整会議(出席者:職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、各関係者が情報共有しながら、産業医主導のもと、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階:仕事の内容に慣れる(週5日、4時間程度) 第3段階:復職後の勤務を想定した業務補助(週5日、フルタイム) ※基本は第3段階の形で実施していくが、必要に応じて慣らし方を緩やかにしたり、場合や長期間の場合は第4段階において実施することもある。	【休職者】 2～3ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病状休職取得者】 1～2ヶ月程度(病状休職取得可能な期間に合わせて実施)	なし	チェック表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現していくとともに、自分自身の産後度合いや気分転換を把握できるように、自己管理能力を高めていく。復職後に想定されている業務や環境に慣れるとともに、職場でのコミュニケーションなどの向上を図ることができる。	【休職者】 健康審査会(産業医、精神科医)の判定を受け、人事担当課が最終的な決定を行う。 【休職者】 主治医からの診断書、リハビリ出動の実施結果、産業医との復職前相談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業医による復職後面談を実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることや、2回目の復職後面談を実施することもある)	産業医が、復職前相談時に主治医の意見と面談の中で産業医、当該職員、人事担当と話し合いを行う方向性を決め、所属長が校務分掌等の調整を行い、勤務時間の軽減を図る。	主治医の意見と面談の結果を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。	
52 川崎市	精神疾患により職務を離れている長期休業者で、主治医、産業医等が行うことと適当と判断した者	あり	職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成する。リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等の間で、協議して決定する。ただし、これにより難しい場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。	再発防止や円滑な職場復帰を目的とした復職支援プログラム(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病状休職取得者】 1～2ヶ月程度(病状休職取得可能な期間に合わせて実施)	受講者に対する公費による保険措置	円滑な職場復帰と再発防止を目的として、復職支援プログラム(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり)を実施している。	川崎市教職員健康安全管理委員会(医師5名)を委員として、教育委員会関係以外では、様々な診療科の医師が参加し、川崎市関係部職員が委員に入っている。	主治医の診断、学校の意見(復職者を受け入れる体制等)、リハビリの状況、産業医や産業保健スタッフの意見等を参考に、医師の委員を中心に、業務や対人関係等について、関係者(子ども、保護者、同僚等)との関係で、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。 復職時に職務軽減等の配慮が必要となる場合には、産業医や学校管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。	所属長に復職することを原状に復職する。復職時に職務軽減等の配慮が必要となる場合には、産業医や学校管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。	精神疾患による休職から復職の際、円滑な職場復帰及び病状の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間程度、勤務時間の軽減を図っている。
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	あり	職場復帰支援プログラムの実施を義務化する。	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業の修正、プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて個々に作成している。	原則として、1週間から8週間	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場復帰に効果がある。また、管理職が復職に必要な業務上の配慮を具体的に検討できること、復職可否の判断が円滑に行えること、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6ヶ月以内に行う。 必要に応じて、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6ヶ月以内に行う。 必要に応じて、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	精神疾患による休職から復職の際、円滑な職場復帰及び病状の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間程度、勤務時間の軽減を図っている。
54 相模原市	市立小学校及び中学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携をとり、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等とする。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申し出た期間	なし	平成30年度は事務局職員の休職者はいなかったため、職場リハビリテーションは実施していないが、実施した場合は、勤務への不安軽減や自信の回復を促すことができる。	教職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断書 ・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書 ・職場リハビリテーション実施後、1～2週間、1か月、3か月、6か月、教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会により経過観察期間が決定	審査結果に応じて、勤務時間や勤務内容の配慮あり。	
55 新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰に向けてプログラム実施を希望する者	本人の申し出に基づいて行う	①復職に向け意欲を高める時期 ・出勤時間に合わせて外出、図書館等での文庫研修、コピー機操作(事務職員)教材研究(栄養教諭) 1日3時間(午前)、5日間程度 ②学校に慣れた時期 ・事務職員>諸表簿の整理、文書受付事務、文書整理、通知文書の確認 ・栄養教諭>給食たよりの準備作成、給食指導参観、1日4時間、5日間程度 ③復帰に向けた具体的な準備期間 ・事務職員>学校財務処理、分掌事務 ・栄養教諭>教材研究、栄養管理、分掌事務 1日6時間、5日間程度	最長2週間～最長3週間 対象者の実施状況に応じて変更することができる。	公費で傷害保険に加入	円滑な職場復帰につながっている。	主治医に関する学識経験者を含む者。	健康安全管理委員会(本人の願い、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日記)により検討する。	職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等)、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係等	復職から3か月及び6か月経過した観察報告書を提出する	なし

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって支援を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
56 静岡市	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職されている職員又は静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号)第14条に規定する病欠取得を有している職員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)医師による試験的復職が必要又は効果的である旨の医学的見解があること。 (2)当該職員が試験的復職の申出をしていること。 (3)職場の理解及び協力が得られ、職場において受入れが可能であること。 (4)市民等の第三者及び他の職員並びに物品その他の財産に何らかの危害又は損害が生じるおそれがないこと。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:…1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務 第2段階:…1日6時間程度で実践的な業務を始める 第3段階:…フルタイム勤務。本来業務を行う 各段階は、就労試験の長さによって段階的に決める	1月以上3月以内において所属長が定める。ただし、教育委員会事務局教育職員課厚生給付担当課長(以下「厚生給付担当課長」という。)が必要と認めるときは、当該期間を最長1年を限度として延長し、又は2週間を限度として短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	疾患についての正しい診断に基づいたケアを伴う勤務	健康審査会担当医師3名	・主治医が職場復帰可能と診断していること ・病状が職場復帰(復職)しても問題ない程度まで回復していること ・職務遂行能力が少なくとも8割程度に回復していること	・産業医によるフォロー面談 ・保健師による経過観察(校長、教職員課職員)	復職直後は必ず行うが、その後は、取り決めが、職員の状況に応じて実施	原則、所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員(浜松市教育委員会職員職程(平成18年浜松市教育委員会訓令第1号)第3条第1号に規定する職員(ただし、延長及び労働権教諭は除く。))で常勤の者。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:職場に慣れる…会計簿の点検、会計事務補助、文書受付等の簡易な業務(1日4時間程度) 第2段階:文書受付、会計書類作成等の業務(1日6時間程度) 第3段階:実践的な業務(1日6時間程度) 第4段階:本来業務(フルタイム勤務)	①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象者職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日の3分の2以上の日数を出社し、訓練を行う。	なし	・対象者は生活リズムが整えられ、復職に向けての心構えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校側は対象者の復職状況や経過を把握することにより、復職後の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医師2名	・主治医の復職「可」の診断が出ていること ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに終了していること ・規則正しい生活リズムが確立されていること	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 ・学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について、確認している。また授業参観も行う。	職員の状況に応じて必要となる期間、経過観察を行う。	原則所属していた学校に復職する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
58 名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮し、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く5〜10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、名古屋市職員傷病審査委員会	・主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面談で復職「可」の判断を、当該教職員の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォロー面談の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間、経過観察を行う。	超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限を加えることができる。
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する者 ③指導困難状態が3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認められた者	①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③あり	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を配置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則11週間 ②最大4週間 ③1年間	①あり(傷害総合保険) ※②、③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担を軽減することで、円滑な職場復帰及び病状の再発防止を図っている。また、学校においても、教職員の回復状況や職務遂行能力を把握し、受入体制を整えることに役立つ。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」が審査等これらまでの治療経過を基に、「職務に耐えることが可能か」「再発の可能性は低い」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能かどうか) ・産業医等の意見 健康審査会に付録し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	所属長が定期的に復職後の当該職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に必要な期間、経過観察を行う。	休職の原因となった病気の種類や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	・教員以外の職員のうち、「精神及び行動障害」による休職から復職する者のうち、主治医より「復職時に就業上の配慮が必要」との見解が出され、復職後に勤務時間を短縮する措置など、勤務条件に大きく影響する措置を行う必要がある者	復職にあたっては復職支援事業を必須としている。	第1ステップ:病状による休業の開始及び休業中のケア ・定期的な療養状況の確認 ・主治医との情報交換 ・復職支援事業の説明 第2ステップ:教育委員会産業医等面接に向けての準備 ・復職に向けての自己訓練実施および実施状況の確認 ・主治医による復職可能の判断・情報交換 第3ステップ:教育委員会産業医等による面接 ・教育委員会産業医等との面接実施 ・復職についての判断 第4ステップ:健康審査会・復職の可否の決定 ・復職の可否に関する意見 第5ステップ:復職後のフォローアップ ・就業上の措置・配慮の実施 ・就業上の措置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	・復職に向けての自己訓練は復職予定の1か月前以上前日から行い、少なくとも直近の2週間以上、週2日程度、出勤時間に合わせて職場まで行くようになるまで実施する。 ・復職後の就業上の措置期間は約1か月(最大3か月)とし、職員の状況に応じて短時間勤務から段階的に通常勤務へと移行する。 ・就業上の配慮期間は職員の状況により、必要な期間実施する。	なし	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	健康審査会(委員は医師) ※復職の可否については意見を述べ、再発を未然に防止する。	・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能かどうか) ・産業医等の意見 健康審査会に付録し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	・復職前に、産業医等と面談を実施し、復職にあたり就業上の措置に関する計画を立て、復職後に段階的に通常勤務へと移行する。 ・通常勤務移行後も就業上の配慮を実施し、適宜、産業医等面接を行う	復職後おおむね1か月後に、産業医等面接を実施し、その後は概ね6か月間、定期的に面談を行う。	復職後の就業上の措置として、勤務時間を短縮する場合、臨時職員の配置を検討
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期間職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	○話し出動 運動練習、事務処理等準備 職員会議への参加等 場所:現任校	○4週間程度(個別ケースにより期間調整)	なし	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	堺市学校職員健康審査会委員(産業医2名・精神保健担当医師1名)が、復職面談を行った精神保健担当医師の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか。 ○復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査会との事前面談による精神保健担当医師の意見、評価(日常生活の安定度、体調の軽快度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・職務の遂行状況 ・通院・服薬状況 ・その他体調に気になること	学期に1度、原則として1年間(個別対応は随時実施)	所属していた学校に配置する
62 神戸市	精神疾患等による病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する者	なし	ブレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復職・復職に対する不安の解消を図る。	原則4週間	あり(傷害保険、賠償責任保険に加入)	職場に円滑に復帰・復職することを支援するとともに、復職・復職後の再発等を防止できた。	産業医・衛生管理に詳しい医師	主治医の診断書(復職可能)・本人、校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	なし
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会に任命に係る職員及び岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山養護学校等に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし(主治医の判断と同意の上、校長の指導及び監督のもとに行われる)	学校・の在職時間を徐々に伸ばし、4週目は1日在校できるようにする(慣らし勤務で、原則として対象者の所属で行う)	原則として、4週間	傷害保険に加入	職場復帰に向けて見通しをもちつつ、4週間の中で、対象者の実態に合わせて、徐々に通常勤務に近い状態でのプログラムが実施できる。	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が要と認める医師	医師2人以上、当該職員が復職が可能であるという診断がなされ、審査でも同様の判定がなされること	現在の本人の状況 ・職務分担及び授業時間 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・人間関係等 ・所属長の意見 現在の状況は3段階で表してもらう。	復職後3か月後および1か月後に復職後の状況(復職書)の提出を求めている。	所属していた学校に配置する

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
64 広島市	精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職書の診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。補助的な業務等や少しずつ慣れていくことを目指す。	3週間	なし	・より早い段階で職場復帰の試みを開始することができる。早期の復帰に結びつけることが期待できる。 ・休職者の就業への不安を緩和し、実際の職場で自身の体調や職場の状況を確認しながら復帰の準備を行うことができるため、復帰に結びつけることが期待できる。	・産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか、再発の恐れはないか ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所属校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えている。 ・校長が、業務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。 ・復職後、1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。
65 北九州市	北九州市立学校教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の職員	なし	・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現場で実施する。	原則3ヶ月(延長する場合でも、4ヶ月を超えない範囲)	なし 普通傷害保険への加入を勧めている。	(民間)リワークや職場復帰プログラムを実施してから、休職者数が減少してきている。	身体検査審議会(学識経験者・市職員委員10人で構成)・学識経験者の中には、精神科医3名を含む。	復職の基準は設けていないが、主治医の診断書・産業医の意見・職場復帰訓練報告書等を基に、身体検査審議会が復職の判断を兼ねている。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医によるフォローアップ面談を受けている。	復職後12ヶ月間	原則、所属していた学校に配置する。
66 福岡市	精神系疾患で病氣休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適合させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②健康管理専門員の配置 ・嘱託保健師等2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練の計画、実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	①においては出勤することや、段階を踏んで業務に慣れることで円滑に復帰できる仕組みになっていると思われる。また、③については、教職員の状況が情報共有できる機会であり、教職員においても相談等ができる機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査委員会として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適合させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。	なし	・休職者の不安解消 ・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査会(医師5名及び事務局職員3名により構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォロー面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。